

出資金および出資配当に関するご案内

水戸農業協同組合

出資については、農協法に(第 13 条)に基づき、以下の通りの取扱いとなりますので、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

1. 出資金とは

出資加入により組合員となり、当組合との取引が行えます。
「出資金」は、株式会社における「株式」と同様、農協の資本に算入されます。
「出資金」は「預貯金」とは異なり預金保険機構制度の対象とはならず、保護されるものではありません。
※「出資金」は、元本保証、確定利回りではございません。
出資脱退による「出資金」の払戻しは、お申し出の翌年度又は翌々年度の総代会の終了後に行われます。
※出資脱退による「出資金」の払戻しには、おおよそ6ヶ月から20ヶ月を要します。

2. 出資配当とは

「出資配当」は、事業年度毎の決算結果に基づき、当該事業年度後の 4 月に開催される総代会にて法令の制限の範囲で決定され、当組合の業績に応じて年 1 回支払われる場合があります。
なお、本年度の出資配当額については、「**出資配当金支払通知書(ハガキ)**」をご確認ください。
※配当がある場合、加入年度の配当及び、年度中での増口の配当は日割り計算となります。
※脱退申出の年度は組合員資格が喪失されるため(定款第 63 条により)配当はございません。

上記の記載をご一読いただき、出資配当金の払戻しに関するお手続きは以下の通りとなります。

【出資配当金の払戻しをご希望の方】

令和 8 年 6 月 15 日(月)までに最寄りの支店窓口でお手続きください。

《配当金のご案内(ハガキ)、印鑑、ご本人様の確認できる書類、JA バンク通帳をご持参ください。

なお、申込書は最寄りの支店に用意しております。》

【出資配当金の払戻しをご希望されない方】

お手続きは不要です。

《払戻しをされなかった配当金は「出資配当予約預り金」として、6 月末日に 1,000 円を 1 口として出資金の増口となります。1,000 円未満の「出資配当予約預り金」につきましては、組合員様ごとに大切にお預かり致します。》

【出資口数が限度口数(3,000 口:300 万円)に達している方】

お手続きは不要です。

《6月上旬に、ご指定頂いている口座へ配当金をお支払い致します。》

ご不明な点は最寄りの支店までお問合せ下さい。

各支店の所在地・電話番号につきましては、同封の「業務報告書ダイジェスト版」の 15 ページをご参照下さい